

障害福祉サービス事業就労継続支援（A型）

障害福祉サービス事業就労継続支援（B型）

特定非営利活動法人浜田自立支援センターウェルチャーム

指定就労継続支援事業所いなほの郷

運営規程

（事業の目的）

第1条 特定非営利活動法人浜田自立支援センターウェルチャーム（以下「事業者」という。）の設置運営する、指定就労継続支援事業所いなほの郷（以下「事業所」という。）が行う指定障害福祉サービス事業の就労継続支援A型事業（以下「指定就労継続支援A型」という。）及び就労継続支援B型事業（以下「指定就労継続支援B型」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業員が、利用者に対し適正な指定就労継続支援A型及び指定就労継続支援B型を提供することを目的とする。

（事業所の運営方針）

第2条 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に規定する者に対し、通所により就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の便宜を適正かつ効果的に行うものとする。また一般就労に必要な知識、能力が高まった場合、一般就労への移行に向けて支援する。

2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって指定就労継続支援A型および指定就労継続支援B型（以下「指定就労継続支援A型等」という。）を提供するよう努めるものとする。

3 事業所は、できる限り居宅に近い環境の中で、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、市町、指定障害者支援施設や障害福祉サービス事業を行う者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

4 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）に定める内容ほか関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 指定就労継続支援A型等を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

名称 : 就労継続支援事業所いなほの郷

所在地 : 島根県浜田市下府町188番地1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、当該指定就労継続支援A型等の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し指定就労継続支援A型及び指定就労継続支援B型の規程を遵守させるため必要な指揮命令をおこなう。

(2) サービス管理責任者 1名以上

サービス管理責任者は、個々の利用者について、アセスメント、個別支援計画の作成、継続的な評価等を行い、サービス内容と実施の手順に係る管理を行う。

(3) 事務員兼務 1名以上

事務員は、経理、総務を担当する。

2 前項以外の職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 指定就労継続支援A型

(ア) 職業指導員 6名以上

職業指導員は、就労継続支援(A型)計画に基づきサービスの提供にあたる。また、生産販売活動の提供及び職場実習の開拓を行い、就職後も職場定着を図るための支援を行う。

(イ) 生活支援員 1名以上

生活支援員は、日常生活上の支援を行うとともに就労継続支援(A型)計画に基づきサービスの提供にあたる。

(2) 指定就労継続支援B型

(ア) 職業指導員 1名以上

職業指導員は、就労継続支援(B型)計画に基づきサービスの提供にあたる。また、生産販売活動の提供及び職場実習の開拓を行い、就職後も職場定着を図るための支援を行う。

(イ) 生活支援員 1名以上

生活支援員は、日常生活上の支援を行うとともに就労継続支援(B型)計画に基づきサービスの提供にあたる。

(事業所の営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

(1) 指定就労継続支援A型

(ア) 営業日 毎週 月曜日から土曜日とする。

休業日 毎週 日曜日、国民の祝日、その他(事業所の定める計画年休
で休日となっている木曜日及び盆、年末年始)

(イ) 営業時間 午前8時30分から午後5時00分までとする。

(2) 指定就労継続支援B型

(ア) 営業日 毎週 月曜日から金曜日とする。

休業日 毎週 土曜日、日曜日、国民の祝日、その他(事業所の定める
計画年休で休日となっている木曜日及び盆、年末年始)

(イ) 営業時間 午前9時00分から午後3時00分までとする。

(事業所の利用定員)

第6条 事業所の利用定員数は

指定就労継続支援A型 20名

指定就労継続支援B型 20名

(雇用契約の締結)

第7条 事業所は、指定就労継続支援A型の提供に当たっては、利用者と書面にて雇用
契約を締結する。

(賃金及び工賃の支払等)

第8条 事業所は、雇用契約を締結した利用者が生産活動に従事した場合は、労働基準法
及び最低賃金法、その他関係法令及び別に定める賃金規程に基づき、賃金を支払う
ものとする。

2 事業所は、指定就労継続支援B型の利用者が生産活動に従事した場合は、生産活
動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する
金額を工賃として支払うものとする。

3 前項の場合において、就労継続支援B型については、1月あたりの工賃の平均額
は、3千円を下回らないものとする。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第9条 事業所は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、指定就労継続支援A型等の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明し、当該提供の開始について利用者の同意を得るものとする。

内容は次のとおりとする。

(1) 指定就労継続支援事業所A型

- (ア) 就労継続支援A型計画の作成
- (イ) 就労の機会の提供
- (ウ) 生産活動の機会の提供
- (エ) 就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の提供
- (オ) 施設外支援の実施
- (カ) 施設外就労の実施
- (キ) 全各号を通じて、知識及び能力が高まった者について、就労への移行に向けた支援
- (ク) 全各号に掲げるもののほか、就労移行支援の利用者に必要な支援

(2) 指定就労継続支援B型

- (ア) 就労継続支援B型計画の作成
- (イ) 就労の機会の提供
- (ウ) 生産活動の機会の提供
- (エ) 就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の提供
- (オ) 施設外支援の実施
- (カ) 施設外就労の実施
- (キ) 全各号を通じて、知識及び能力が高まった者について、就労への移行に向けた支援
- (ク) 全各号に掲げるもののほか、就労移行支援の利用者に必要な支援

(契約支給量の報告等)

第10条 事業所は、指定就労継続支援A型等を提供するときは、当該指定就労継続支援の内容、支給決定障害者に提供することを契約した指定就労継続支援の量(以下「契約支給量」という。)を支給決定障害者の受給者証に記載するものとし、契約支給量の総量は当該支給決定障害者の支給量を超えてはならない。その他利用に係る契約をしたときは受給者証記載事項その他の必要な事項を市町に対し遅滞なく報告するものとする。

(提供拒否の禁止)

第11条 事業所は、正当な理由なく指定就労継続支援A型等の提供を拒んではならないものとする。

(斡旋、調整及び要請に対する協力)

第12条 事業所は、指定就労継続支援A型等の利用について市町又は指定就労継続支援A型等が行う斡旋、調整及び要請並びに県が行う市町相互間の連絡調整等に対し、できる限り協力するものとする。

(事業の主たる対象者)

第13条 事業の主たる対象者とする障害の種類を次のように定める。

知的障害者

精神障害者

内部障害者

聴覚・言語障害者

肢体不自由者

難病患者等

(通常の実業の実施地域)

第14条 通常の実業地域は浜田市内又は、近隣の地域とする。

2 通常の実業地域以外の利用希望者に対し実施する場合もある。

(サービス提供困難時の対応)

第15条 事業所は、指定就労継続支援A型等事業所の通常の実業の実施地域（当該事業所が通常時にサービス提供する地域をいう。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定就労継続支援A型等事業を提供することが困難であると認めた場合は、適当な障害福祉サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を講じるものとする。

(受給資格の確認)

第16条 事業所は、指定就労継続支援A型等の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等サービス提供に必要な事項を確かめるものとする。

(訓練等給付費の支給の申請に係る援助)

第17条 事業所は、指定就労継続支援A型等事業に係る支給決定を受けていない者から利用の申込があった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助をおこなうものとする。

(心身の状況等の把握)

第18条 事業所は、指定就労継続支援A型等事業の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努め、サービス提供の開始に際し、利用者、その家族及び市町等に対し利用者の状況を必要に応じ確認することとする。

(サービス提供の記録)

第19条 事業所は、指定就労継続支援A型等を提供した際は、当該指定就労継続支援A型等の提供日、内容その他必要な事項を、指定就労継続支援A型等の提供の都度、記録する。記録に際しては、利用者から指定就労継続支援A型等を提供したことについて確認を受ける。

(支給決定障害者から受領する費用及びその額)

第20条 事業所は、指定就労継続支援A型等を提供した際は、利用者から当該指定就労継続支援A型等に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

- 2 事業所は、法定代理受領を行わない指定就労継続支援A型等を提供した際は(厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額)から、(当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額)を控除した額の支払いを受けるものとする。

(事業所が利用者に求めることができる金銭の支払いの範囲及びその額)

第21条 事業所は、指定就労継続支援A型等において提供される便宜に要する費用のうち次の各号に掲げる費用の支払いを支給決定障害者から受ける。

- (1) 日用品費 私用品以外は、無償とする。
- (2) その他 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの。

(利用者負担額等に係る通知等)

第22条 事業所は、法定代理受領により市町から指定就労継続支援A型等に係る費用の支給を受けた場合は、利用者に対し、当該利用者等に係る訓練等給付費の額を通知するものとする。

- 2 事業所は、法定代理受領を行わない指定就労継続支援A型等に係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した指定就労継続支援A型等の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対し交付する。

(サービスの利用にあたっての留意事項)

第23条 サービス利用にあたっては、次の事項に留意する。

- (1) 利用者が外出する場合は、事前に事業所に届け出るものとする。
- (2) 利用者は、秩序に従って相互の親睦を深める。

(就労継続支援計画の作成等)

第24条 サービス管理責任者は利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等を通じて利用者の希望する就労及び生活やその課題を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での個別支援計画等の作成をするものとする。

(相談及び援助)

第25条 事業所は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(訓練)

第26条 事業所は、利用者の心身の状況及びその有する能力や利用者の希望する就労の状況に応じ、利用者の就労支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行うものとする。

(生産活動)

第27条 事業所は、生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮しつつ、利用者の心身の状況や意向、適正、障害の特性その他の事情を踏まえて行うように努める。

- 2 事業所は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性を踏まえた工夫を行うこととする。
- 3 事業所で行う生産活動の内容は、次のとおりとする。
 - (1) 就労継続支援A型
 - クリーニング請負業務
 - その他請負業務
 - (2) 就労継続支援B型
 - 内職作業請負業務

(労働時間及び作業時間)

第28条 雇用契約を締結した利用者に係る労働時間は、7.5時間以下の範囲で、利用者の個別の状況を勘案し、雇用契約書を取り交わし決定する。

- 2 雇用契約を締結していない利用者に係る労働時間は、原則として午前9時から午後3時とし、所定時間内であれば、個別支援計画に基づき行った作業に対して、工賃を支給することが出来る。

(施設外支援)

第29条 事業所は、求職活動、職場実習、障害者の態様に応じた多様な委託訓練（以下、「委託訓練」という。）等の施設外支援の実施に努める。

- 2 施設外支援は年間で延べ180日を越えないものとする。

(障害者以外の者の雇用)

第30条 事業所は、利用者以外の者を指定就労継続支援A型等事業に従事する従業者として雇用することがある。

(職場実習の実施)

第31条 事業所は、利用者が就労継続支援計画に沿って実習できるよう、実習の受入先の確保に努める。

- 2 事業所は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターなどの関係機関と連携して利用者の就労に対する適性や要望に応じた職種・実習の受け入れ先の確保に努める。

(施設外就労)

第32条 事業所は、利用者と従業者がユニットを組んで企業等から請け負った作業を当該企業内等で行う施設外就労を積極的に推進する。

- 2 施設外就労は期間を定めないものとする。

(求職活動の支援の実施)

第33条 事業所は、公共職業安定所での求職登録等、利用者が行う求職活動の支援に努める。

- 2 事業所は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターなどの関係機関と連携して、利用者の就労に関する適性や要望に応じた職業開拓に努める。

(職場定着のための支援の実施)

第34条 事業所は、利用者の職場定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六ヶ月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努める。

(就職状況の報告)

第35条 事業所は、就労継続支援A型等利用者のうち前年度に就職した者の数その他の就職に関する状況を、県に報告するものとする。

(健康管理等)

第36条 事業所は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、当該指定就労継続支援A型等事業所の従業者による健康管理を行うものとする。

2 事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めるものとする。

(非常災害対策)

第37条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知させることとする。

2 事業所は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこととする。

(緊急時等における対応方法)

第38条 事業所の従業者は現に指定就労継続支援A型等の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(利用者に関する市町への通知)

第39条 事業所は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町に通知することとする。

- (1) 正当な理由なく指定就労継続支援A型等の利用に関する指示に従わないことにより、障害等の状態等を悪化させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって訓練等給付費又は特例訓練等給付費を受け、又は受けようとしたとき。

(身体拘束の禁止)

第40条 事業所は、指定就労継続支援A型等の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。

(虐待防止のための措置)

第41条 事業所は、虐待防止に関する責任者の設置、従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施、成年後見制度を活用した権利擁護、苦情解決体制の整備、自治体における虐待防止に関する相談窓口の周知等、虐待防止のための措置を講じるよう努めるものとする。

(勤務体制の確保等)

第42条 事業所は、利用者に対し適切な指定就労継続支援A型等を提供できるよう、従業者の勤務体制を定めて置くものとする。

- 2 事業所は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保する。
 - (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年2回
 - (3) その他 必要とする研修

(定員の遵守)

第43条 事業所は、利用定員を超えて指定就労継続支援A型等の提供を行わないものとする。ただし災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第44条 事業所は、利用者の使用する設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要な機械器具等の管理を適性におこなう。

- 2 事業所は、指定就労継続支援A型等事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるように努める。
- 3 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

(協力医療機関等)

第45条 事業所は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めて置くものとする。

協力医療機関名 : 島田病院

(掲 示)

第46条 事業所は、指定就労継続支援A型等事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、協力医療機関、事業の主たる対象とする障害の種類その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

第47条 事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 事業所の職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

3 事業所は、他の指定障害福祉サービス事業所等に対して、利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第48条 事業所は、利用者が適切かつ円滑に利用することができるように、当該事業所が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努める。

2 事業所が広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものでないようにする。

(利益供与等の禁止)

第49条 事業所は、相談支援事業を行う者もしくは他の障害福祉サービス事業所等又はその従業者に対し、利用者に対して当該指定就労継続支援A型等事業所を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

2 事業所は、相談支援事業を行う者もしくは他の障害福祉サービス事業所又はその従業者から、利用者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受しない。

(苦情解決)

- 第50条 事業所は、その提供した就労継続支援A型等に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等、苦情解決に関する体制を整備し、掲示するなど利用者等に周知の徹底を図るものとする。
- 2 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又は斡旋にできる限り協力しなければならない。

(地域との連携)

- 第51条 事業所は、その事業の運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

(事故発生時の対応)

- 第52条 事業所は、利用者に対する指定就労継続支援A型等の提供により事故が生じた場合は、当該利用者の家族等及び県並びに市町に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
 - 3 事業所は、利用者に対する指定就労継続支援A型等の提供により賠償すべき事故が生じた場合は、損害賠償を速やかに行う。

(会計の区分)

- 第53条 事業所は、指定就労継続支援A型等事業所ごとに経理を区分するとともに、指定就労継続支援A型と指定就労継続支援B型の事業、その他の事業の会計を区分する。

(記録の整備)

- 第54条 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておく。
- 2 指定就労継続支援A型等事業所は、利用者に対する指定就労継続支援A型等の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定就労継続支援A型等を提供した日から5年間保存する。
 - (1) 第24条に規定する就労継続支援個別支援計画
 - (2) 第19条に規定する提供したサービス内容の記録
 - (3) 第39条に規定する市町への通知に係る記録
 - (4) 第40条に規定する身体拘束等に係る記録
 - (5) 第50条に規定する苦情の内容の記録
 - (6) 第52条に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(その他)

第55条 この規程に定める事項のほか、運営に関する事項は、事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成25年 2月 1日から施行する。

平成24年11月 1日 届出

平成25年 9月19日 提出

平成25年10月 1日から施行する。

平成26年 3月 1日 提出

平成26年 4月 1日から施行する。

平成27年 4月15日から施行する。

平成27年10月 1日から施行する。

平成29年 6月20日から施行する。

平成29年12月 1日から施行する。